

許認可等の内容	現状変更等の許可		
根拠法令及び条項	文化財保護法第 125 条第 1 項		
担 当 課	文化財課	処分権者	教育長
標準処理期間	30 日	設定日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>文化財という特質上、具体的な基準の設定は困難であり、個々の申請について個別に判断することになるが、次に掲げる現状変更等は許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該文化財の価値を損ない、又は損なうおそれがある現状変更等 2 当該文化財の保存及び活用等に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある現状変更等 			